

次世代教育ネットワーク再構築及び運用保守業務に係る 公募型プロポーザル募集要領

次世代教育ネットワーク再構築及び運用保守業務に係る公募型プロポーザルの資格要件、審査等の手続きについては、次のとおりとする。

1 業務概要

(1) 件名

次世代教育ネットワーク再構築及び運用保守業務

(2) 業務の目的

本業務は、GIGA スクール構想第2期および次世代校務DXの展開を見据え、本市小中学校等において、既に統合された校務系・学習系ネットワーク基盤上で高度なセキュリティ環境（ゼロトラスト環境）を構築することで、校務の効率化を図るとともに、安全かつ安心なICT活用環境のもとで教職員等が柔軟に働ける環境を整えることを目的とする。

また、文部科学省の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和7年3月改訂版)」に準拠し、SSE (Security Service Edge) をはじめとするゼロトラストアーキテクチャの導入により、強固なアクセス制御と端末セキュリティを実現する。

併せて、死活監視を含むネットワークおよびセキュリティ運用の集約・外部委託化を図ることで、本市職員および教職員の事務負担を大幅に軽減し、クラウド利活用を前提とした持続可能な運用体制を確立するものである。

(3) 業務内容

別紙、仕様書のとおり

(4) 対象拠点

本市小中学校 54 拠点（若夏分校含む）、本庁舎、首里・小禄・真和志学校給食センター、教育相談課および教育研究所

(5) 履行期間 契約締結日から令和13年8月31日

2 提案上限額

375,175,000 円（消費税及び地方消費税含む。）

※ただし、令和8年度の上限額は 58,860,000 円とする。

(支払方法)

- ①構築費用 令和8年度の構築完了後、一括払い
- ②運用保守費用 毎月払い（月額均等払い）

3 プロポーザル方式の型式

本件は、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を決定するものとする。

4 参加資格要件

プロポーザル方式に参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 別紙、仕様書の要件を全て満たしていること。
- (2) ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）またはこれと類似・同等の認証を取得していること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定のいずれにも該当しないこと。
- (4) 参加しようとする法人及び役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び那覇市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体ではないこと。本市が警察署等に照会することについて承認できること。
- (5) プロポーザル参加申込書提出の日から本業務にかかる受託者の特定の日までの間、本市から指名の停止を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされているものでないこと。
- (7) 役員に破産者及び拘禁刑に処せられている者がいないこと。
- (8) 経営内容や業務実績等から本業務の業務を支障なく遂行できること。
- (9) 市町村税、都道府県税及び国税を滞納していないこと。
- (10) 過去3年間に於いて、本業務と類似の契約実績があること。
- (11) 参加希望は単独に限らず、他に協力できる事業者と連携して業務を行うことができる（以下、「協力連携事業者」という。）ただし、協力連携事業者は、本事業の応募者となること、及び他の応募者の協力連携事業者となることはできない。なお、協力連携事業者は(3)～(9)までの要件を満たす者とする。

5 優先交渉権者等決定までの流れ

- (1) 参加希望者は、指定期日までに本市に参加申込みを行い、本市から参加資格を有

すると認められた者（以下「参加者」という。）がプロポーザルに参加できるものとする。なお、参加希望者が多数ある場合は、参加者の中から書類審査により、5 者程度を選出する。

- (2) 参加者は、本市に企画提案書等を提出したのち、優先交渉権者等の選定を受けるものとする。
- (3) 本市は、選定の結果、評価が 1 位となった者を「優先交渉権者」、2 位となった者を「次点者」として選定し、期間を定めて優先交渉権者と契約締結に向けて、企画提案の内容をもとに契約条件等について協議を行うものとする。
- (4) 上記(3)の期間内に本市と優先交渉権者との協議が整わない場合は、本市は次点者と協議を行うものとする。
- (5) 優先交渉権者等の選定に関する日程については、「16 スケジュール」のとおりとする。

6 参加表明書等の提出

参加希望者は、参加表明書に関係書類を添えて次のとおり提出しなければならない。
なお、参加資格要件を満たさない者はこのプロポーザルに参加することはできない。

(1) 提出書類

- ① プロポーザル参加証明書（様式 1）
 - ② 誓約書（様式 2）
 - ③ 会社概要書（様式 3）
 - ④ 受託業務実績書（様式 4）
 - ⑤ 事業者の印鑑登録証明書
 - ⑥ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（写し可）
 - ⑦ 市町村の納税証明書（滞納のない証明書）
 - ⑧ 県税の納税証明書（滞納のない証明書）
 - ⑨ 国税の納税証明書（滞納のない証明書）
 - ⑩ 直近過去 2 期分の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書など）
 - ⑪ 機能証明書（様式 8）
 - ⑫ 協力連携事業者予定調書（様式 9）（メーカーと協力連携し参加する場合）
- ※⑥～⑨は、3 ヶ月以内に発行されたもの。
- ※協力連携事業者は上記のうち、③、④、⑥、⑦、⑩を提出すること。

(2) 提出書類の作成方法

提出書類は、押印箇所全てに代表者印を押印した上で、A4 フラットファイルに編綴し、提出書類毎にタブを貼付すること。ファイル表面には、事業者名・タイトル等の記載・貼り付けは行わないこと。

(3) 提出部数 正本 1 部

(4) 提出期限・方法及び場所

提出期限：令和8年10月28日（水）午後5時必着

提出先：〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎 1-1-1（那覇市役所本庁舎 12 階）

那覇市教育委員会 学務課 学校支援室

提出方法：直接持参または郵送（電子メールや FAX によるものは受け付けない。）

（5）参加資格審査結果通知

令和8年11月2日（月）付で参加表明書を提出した事業者宛通知する。

7 企画提案書等の提出

参加者は、企画提案書を作成し関係書類を添えて次のとおり提出しなければならない。

（1）提出書類

- ① 企画提案書等届出書（様式5）
- ② 企画提案書（様式任意）
- ③ 業務に係る見積書及び見積明細書

（2）企画提案書の作成方法

提案書は表紙、各種様式を除いて 50 ページ以内、横置・横書・上綴じとする。

提案書の構成は、「10 審査項目及び審査基準」に沿った内容とすること。

（3）提出部数

正本 1 部

副本 14 部（写しでも可）

（4）提出期限等

提出期限：令和8年11月16日（月）午後5時必着

提出先：〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎 1-1-1（那覇市役所本庁舎 12 階）

那覇市教育委員会 学務課 学校支援室

提出方法：直接持参または郵送（電子メールや FAX によるものは受け付けない。）

8 質疑応答等

参加表明書及び企画提案書の作成について質問がある場合は、次のとおり質疑応答書により提出すること。

（1）提出期限：令和8年10月20日（火）午後5時まで

（2）提出書類：質問書（様式7）

（3）提出先：那覇市教育委員会 学務課 学校支援室

（4）提出方法：電子メール（E-mail：[johoshien アットマーク naha-okinawa.ed.jp](mailto:johoshien@naha-okinawa.ed.jp)）

（5）回答方法：令和8年10月23日（金）に那覇市ホームページに掲載する。

9 プレゼンテーションの実施

提案内容を確認するため、企画提案書に係るプレゼンテーションを次のとおり行う。

- (1) 日 時：令和8年11月26日（木）
- (2) 順 番：参加表明書の受付順とする。
- (3) 参 加 者：1事業者につき、4名までの現地参加を認める。
オンライン参加も可。ただし、最低1名は現地参加とすること。
- (4) 持ち時間：40分以内（提案説明30分以内、質疑応答10分以内）
- (5) 説明方法：企画提案書を基にプレゼンテーションを行うこととする。
当日の追加資料の配布など、事前に提出された提案書以外の資料を使用しての説明は不可。当日の内容変更は一切認められない。
- (6) そ の 他：モニター及びHDMIケーブルのみ事務局にて用意する。その他プレゼンテーションに必要なものは持参すること。（モニター類の接続はHDMI端子のみ）

10 審査項目及び審査基準

企画提案書及びプレゼンテーション等により、以下の項目により審査及び評価を行う。

なお、No.1～8は企画提案点、No.9は価格点として取り扱う。

No	審査項目	審査基準	配点
1	実施方針	・本事業の目的を達成できる手法や考え方、取り組み、運用に対する方針、想定される課題・リスクに対する考え方等について明記されているか。	5
2	実施体制・工程計画	・本事業に係るシステム導入体制（体制図）、システム稼動直後の支援体制、システム保守管理体制、年度更新作業が想定される場合の支援体制等、プロジェクト管理体制が明確になり、信頼できる体制となっているか。 ・協力連携事業者がいる場合、システムの導入体制、事業者の役割分担、要員等が明確になっているか。 ・進捗管理、品質管理、課題・障害管理、コミュニケーション管理等の手法や、これらを管理するためのツールやドキュメントテンプレートなど、円滑にプロジェクトを管理・推進するための手法が明記されているか。	10

		・本市の作業負担が軽減され、業務への支障の出ない導入スケジュールとなっているか。	
3	実績	・提案事業者（協力連携事業者）の実績や経歴から、安全・安定性を推察できるか。	10
4	受託者と本市の作業区分	・構築及び運用における受託者と市の作業区分は明確か。 ・システム構築における打ち合わせやデータ確認等において、通常業務への支障をきたさないよう、本市の作業負担は極力軽減されたものとなっているか。	5
5	ネットワーク構築	・機器構成や通信帯域など、業務継続性や安定性を考慮した設計となっているか。 ・各機器の物理構成図、論理構成図、役割等がわかりやすく提示されているか。 ・様々な要件・ニーズに対応し得る柔軟な拡張性が考慮されているか。 ・通信インフラの全体最適化および将来的なコスト削減を見据えた設計が考慮されているか。 ・障害の予兆や発生の検知だけでなく、原因を特定できるようなシステムとなっているか。	10
6	ゼロトラスト環境構築	・提案するシステムの概要、特徴、特性、導入効果等明示されているか。 ・各機器・システムの構成図、既存システムとの連携・役割分担がわかりやすく示され、本市環境に適した構成となっているか。 ・システム画面についての操作性や利便性が考慮されているか。 ・障害発生時においても冗長性等により、早期復旧が図られるなど、安定稼働が見込めるか。 ・障害の予兆や発生の検知だけでなく、原因を特定できるようなシステムとなっているか。	20
7	運用保守・サポート	・問題や障害が発生した場合の保守・切り分け・着手の内容は迅速かつ適切な対応が検討されているか。 ・整備する各種機器やソフトウェアの保守内容は充実しているか。	30

		・本業務の開始から安定運用するまでの間、常駐する等の安心できるサポートが考えられているか。 ・本市のネットワーク及びセキュリティ環境全体を踏まえ、運用状況の分析、課題の把握、技術的助言及び改善提案等を継続的に実施できる体制及び内容となっているか。	
8	追加提案	・提案額の範囲内で、本市に有益な提案等があるか。 ・有償（オプション）となるが、本市に有益な提案等があるか。	5
9	経費積算	・業務実施にあたり、見積内容が予算内で、積算が適切になされているか	5
合計			100

11 優先交渉権者の決定

- (1) 各委員が提案者毎に評価点をつけ、その合計点が高い順に順位をつける。候補者の選定は、原則、順位を第1位とした委員の数が最も多い者を優先交渉権者に選定するものとする。
- (2) (1)において、順位を第1位とした委員の数が同数の提案者が2人以上ある場合は、該当者の順位を第2位とした委員の数が最も多い者を優先交渉権者に選定するものとする。
- (3) (2)において、順位を第2位とした委員の数が同数の提案者が2人以上ある場合は、該当者の順位を第1位とした委員の該当提案者に係る採点の合計点が最も高い者を優先交渉権者とする。
- (4) 参加者が1者の場合は、本業務に係る公募型プロポーザル審査委員会の審査及び合意により優先交渉権者とする。
- (5) (1)～(4)にかかわらず、委員全員の合計点（価格点を除く）の平均が6割に満たない場合は、優先交渉権者の対象から除くものとする。

12 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- (3) 募集要領に定める方法以外で本市職員、審査委員等に対して本案件について接触を図り、接触した事実が認められた場合

- (4) その他公平な競争の妨げになる行為、事実があったと市が判断した場合

13 審査結果の通知・公表

- (1) 優先交渉権者を選定したときは、企画提案者全員に対し、次の事項を審査結果通知書により通知するものとする。
- ① 優先交渉権者及び次点者
 - ② 優先交渉権者にあつては、今後の契約手続き
- (2) 審査結果の公表
- 優先交渉権者の選定後、優先交渉権者及び次点者名を本市ホームページにて公表するものとする。

14 契約締結に向けての協議

- (1) 企画提案の確定について
- ① 優先交渉権者選定後、契約締結に向けて優先交渉権者と協議を行うが、優先交渉権者の選定は、優先交渉権者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。
 - ② 協議においては、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加、変更及び削除（以下「追加等」という。）を行った上で、本契約の仕様に反映させることができる。ただし、追加等を行う場合は、審査結果に影響を与えない範囲で行う。
- (2) 協議の成立
- ① 優先交渉権者との協議が成立した場合は、契約に向けた手続きを進めるものとする。
 - ② 優先交渉権者との協議が成立しない場合は、次点交渉権者と順次、協議を開始する。
 - ③ 優先交渉権者として協議が成立したものを、以下「受託候補者」という。
- (3) 見積書の徴取について
- ① 企画提案書の項目に追加等を行った場合は、受託候補者から協議後の企画提案に係る費用の見積書を改めて徴取する。
 - ② 見積金額は、原則として企画提案時に提出した見積上限額を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書の項目に追加等があった場合はこの限りではない。
- (4) 契約締結にあたっての主な留意事項
- ① 本業務の受託経費の使途については、その根拠となる証憑を整理し、本業務の終了日の属する年度の翌年度から5年間保存すること。
 - ② 本業務の再委託については、発注者の承認を要件とする。

15 契約に関する基本事項

契約保証金は那覇市契約規則第 30 条第 1 項第 6 号のイの規定により免除する。

16 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

- | | |
|-----------------|----------------------------|
| (1) 公募開始日 | 令和 8 年 10 月 9 日 (金) |
| (2) 質問受付期間 | 公募開始日～令和 8 年 10 月 20 日 (火) |
| (3) 質問回答日 | 令和 8 年 10 月 23 日 (金) |
| (4) 参加表明書等の提出期限 | 令和 8 年 10 月 28 日 (水) |
| (5) 参加資格審査結果通知日 | 令和 8 年 11 月 2 日 (月) |
| (6) 企画提案書等の提出期限 | 令和 8 年 11 月 16 日 (月) |
| (7) プレゼンテーション | 令和 8 年 11 月 26 日 (木) |
| (8) 審査結果公表日 | 令和 8 年 12 月 1 日 (火) |
| (9) 契約締結日 (予定) | 令和 8 年 12 月中旬 |

17 その他留意事項

- (1) 提案に使用する言語は日本語表記とする。
- (2) 本業務の提案に係る経費は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された提案書の所有権は本市にあるものとし、提出された資料の返却はしない。
- (4) 提出された企画提案書の著作権は応募者に属し、本市が提案者に無断で他の目的に使用することはない。
- (5) 受託事業者選定に関する審査評価内容及び経過等については公表しない。
- (6) 本件業務の実施にあたり、収集した個人情報等については、適切な管理のもとで取り扱い、本件業務の目的以外では使用しないこと。
- (7) 那覇市役所地下駐車場は有料となっており、本件に関する来庁について無料券の発行はしない。
- (8) 公募型プロポーザルにおける参加表明又は企画提案を辞退する場合は、提案辞退届（様式 6）を提出すること。

18 問い合わせ先

〒900 - 8585 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 12 階
那覇市教育委員会 学校教育部 学務課 学校支援室
電話：098 - 917 - 2106
メール：[johoshien アットマーク naha-okinawa.ed.jp](mailto:johoshien@naha-okinawa.ed.jp)